

「調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」の改正(案)に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 平成30年9月5日(水)～平成30年10月5日(金)
- (2) 周知方法 平成30年9月5日号及び9月20日号市報及び市ホームページ, 市ツイッター, 調布市ごみアプリ
- (3) 資料の閲覧場所 ごみ対策課(調布駅南口事務所, 市役所2階窓口, 市クリーンセンター, 利再来留(りさいくる)館), 公文書資料室, 神代出張所, みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 各図書館・各公民館・各地域福祉センター(染地・菊野台除く), 教育会館1階
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接または郵送, FAX, Eメールで市役所ごみ対策課(調布駅南口事務所)まで提出
又は, 資料の閲覧場所である各公共施設に設置する意見箱への投函

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 8件(1人)

<提出意見の内訳>

- 全般に対する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3件
- 粗大ごみ持込の場合の手数料に対する意見・・・・・・・・・・ 5件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

項目	No	御意見の概要	市の考え方
全般	1	<p>はじめに： パブリック・コメントの意見の概要を作成するにあたって、提出者の意見の趣旨を曲げられることがあるので、無断で要約しないこと。要約する必要がある場合は、必ず意見提出者の了解を得ること。なお、要約不要になるように簡潔に記載したつもりである。</p>	<p>御意見のとおり全文を掲載いたします。</p>
全般	2	<p>意見： ●条例案そのものに対する意見を述べる前に、関連することの苦言です。一つ目。 意見募集をするにあたって、市民に提供する情報が不十分であるので、次回からは改善されたい。また、庁内でこのことを共有していただきたい。 具体的には、①「このたび、改正案がまとまりました」という改正案がつけられてない、②「調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会からの建議（平成29年3月17日）を踏まえ」というが、その建議がつけられてない、③その他に、この件の背景や効果などを示す情報（それらの一部は、審議会のHPにあるのかもかもしれない）がない。 電話やFAXで詳細を確認しなければいけないような情報の出し方は避けるべきである。 それらなしには市民から適切な意見は得られない。自分たちと審議会で十分なものを作成したと思うことは必要だが、それは、あくまでも市職員の観点での「偏った」ものに過ぎない。同時に謙虚さをもって、多くの市民からの多様な意見を得る必要がある。そこで鍛えられて、初めて本当に十分なものができる。それが住民自治の仕組みである。</p>	<p>御意見を踏まえた改善を図り、庁内での共有に努めます。</p>
全般	3	<p>●条例案そのものに対する意見を述べる前に、関連することの苦言です。二つ目。 「調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会」のHPがあるが、「調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会からの建議（平成29年3月17日）」がなされた、平成29年3月17日の「平成28年度第3回調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会議結果」 http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1494375884970/index.htmlの議題は、「議題 1. クリーンセンター機能の移転について 2. 三鷹市のし尿の受入について・・・」となっていて、「建議」という言葉がない。一方、添付（リンクのはらわれている）の「第3回審議会議事録」を見ると、「【議事次第】 1 建議 2 報告事項 (1) クリーンセンター機能の移転について・・・」となっている。つまり、いらぬ嫌疑をかけられたくないだろうが、HPの表に載せるには都合が悪いので、議題から省いたり、建議内容を添付しなかったのではないかと？ 配布資料もこの日の審査会についてはなにもつけられていない。恣意的でなければ杜撰としかいいようがない。 この（平成29年3月17日）の審査会のページをまともなものに速やかに更新すること。あわせて、その他の会合についても杜撰でないか確認し、必要なら改善すること。</p>	<p>調布市では、会議の透明性を確保するため、傍聴の御案内をするとともに、会議の結果、会議録、配布資料をホームページ上で公開しています。</p>

項目	No	御意見の概要	市の考え方
粗大ごみ持込の場合の手数料	4	<p>●条例改正案の全部を出すべきである。項目としては、もう一件あるが、それはふじみの前の西町に仮置きしていた時代に使用されていた一般廃棄物の管理表に関する記載をもう使われてないので条例から削除するからパブコメにかけることはない、と、ということだが、そうであっても、条例案は条例案として示すべきである。</p> <p>また、条例案は議会に上程するもので・・、というが、「条例素案」として公表すべきである。</p> <p>「条例素案」→パブコメを受けて必要なら修正して「条例案」になるプロセスを踏むべきである。</p> <p>とにかく、条例案の文言にも問題がある場合があるので、全文を公開すべきである。</p>	<p>調布市では、条例改正の考え方や論点を簡潔にお知らせするため、骨子を公開することとしています。</p>
粗大ごみ持込の場合の手数料	5	<p>●改正の理由の詳細が書かれてない。</p> <p>「クリーンセンター移転を機に」というが、それだけではわからない。</p> <p>遠くなるので交通費（ガソリン代）もかかるということのようで、そこまで書けば意図はわかる。内容がよいか悪いかは別にして。</p>	<p>頂いたご意見につきましては、今後のパブリックコメントの募集をする際の参考とさせていただきます。</p>
粗大ごみ持込の場合の手数料	6	<p>●よく読めば、持ち込みについての改正で、家庭での引き取りについては何も書かれてないので、従来通りであることがわかるが、ひとこと書くべきである。それは、料金体系の変更に関わる。</p>	<p>調布市では、条例改正の考え方や論点を簡潔にお知らせするため、骨子を公開することとしています。</p>
粗大ごみ持込の場合の手数料	7	<p>●現在は、家庭での引き取りもクリーンセンターへの持ち込みも全く同じ料金体系であるが、改正案では、持ち込みを重量性にし、現金払いにする、料金も家庭での引き取りと比べて割安にするということだが、料金体系を品目別と重量性の2本立てにすることの説明が必要である。家庭での引き取りも重量性にしないのですか？という疑問に対する説明がない。</p> <p>他の近隣自治体では、家庭での引き取りは品目別だが、持ち込める自治体では、品目別体系を維持したまま、25%～50%割引くものと、品目に関わらず重量性に行っているところが半々とのこと。このなかで、なぜ重量性を選択したかという説明は必要である。</p>	<p>頂いたご意見につきましては、今後の市政の参考とさせていただきます。</p>
粗大ごみ持込の場合の手数料	8	<p>●一番議論の分かれるところは、持ち込みを割安にする程度で、その説明が必要である。</p> <p>現在は、家庭での引き取りが、67,275円/年(H29年度)。一方、持込約10件/日（年換算推定で約3650件とすると）で、全体の約5%が持ち込み。</p> <p>持ち込みの理由は、前日までに申し込みはよいので急ぎの方や収集日に不在の方などが交通費・ガソリン代が余計にかかっても利用しているのだろうという話であった。</p> <p>持ち込みを奨励するなら割安の料金設定をするのであろう。それで粗大ごみが増えるとは思わないが、その結果、持ち込みが増えると特にクリーンセンター周辺の車の交通量が増える。持込約10件/日は多くはないが、年末や年度末は多いという。いずれにせよ、周辺の小金井市民からは二枚橋跡地の新クリーンセンターは迷惑施設として心よく思われてないという苦情を聞かされる。その存在自体迷惑なうえに、施設周辺の交通量を増えることは周辺住民にとっては好ましくないし、調布市はそれを無視すべきでない。</p> <p>持ち込みを奨励するのではなく、あくまで家庭での引き取りを原則として奨励すべきである。しかし、やむをえず持ち込まざるをえない人がいるわけで、それらの人が交通費をかける分、あるいは、引き取り業者への支払が減少する分に見合った金額に設定すべきである。</p> <p>改正案の1回の搬入重量10kgにつき300円が、上記の基準と比較してどのような位置にあるのか、その考え方を改めて示されたい。</p>	<p>調布市としては、現段階で収集、持込のいずれかに誘導する考えはなく、あくまでも近隣市との均衡に配慮して金額を設定しました。</p>